

# オンライン学習確保のためのWi-Fi環境を整備する 保護者に対して整備費用の一部を補助します！

新型コロナウイルス感染症等の緊急事態に伴い、小中学校が臨時休業となった際、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、オンラインによる家庭学習のための通信環境整備に要する費用の一部を今年度に限り補助いたします。

## 1. 補助対象者

**令和2年4月1日～12月末日まで**に家庭における通信環境整備を行った下記のいずれかに該当する者の保護者が対象です。

- (1) 申請日に町内に住所を有する小中学生又は未就学児
  - (2) 令和3年度に長瀬町立小中学校に入学・転入すると見込まれる小中学生又は未就学児
- ※生活保護を受給されている保護者は、必ず事前に担当ケースワーカーに相談をしてください。

## 2. 補助対象費用

- (1) 本町のオンライン学習の実施に備え、光回線又はLTEを用いたインターネット接続を行うために、通信会社と契約する際に必要となる工事費、契約料（SIMカードの契約料を含む）、機器購入料、その他の初期費用

- (2) 本町のオンライン学習を行うために、家庭用Wi-Fiルータを購入した費用

- (3) 通信環境を維持するためのインターネット回線に要した通信料

※通信環境が整備済みであり、新たにWi-Fi環境を増設する場合などの費用は対象外

(例) 1階にWi-Fi環境がある状況で、新たに2階に増設した費用など

## 3. 補助金額

上記2(1)～(3)の合計額で**上限1万円**です。

支払金額が1万円未満の場合は、その実費額となり、導入時に1回限りの補助になります。

## 4. 申請期限

**令和3年1月末日まで**

## 5. 申請に必要なもの

- (1) 長瀬町オンライン学習通信環境整備費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 令和2年4月1日から令和2年12月末日までの間に、通信環境整備を行ったことが分かる書類又はその写し
- (3) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類

(例)	通信環境整備に伴う、通信会社との契約料（SIMカードの契約を含む）、工事費、その他の初期費用	①契約書
	※対象費用等判断に迷う場合は、教育委員会にご連絡ください。	②レシートの場合、保護者名義、契約期間、契約内容が分かる明細書 ③領収書の場合、申込用紙等の契約者名、契約期間、契約内容が分かる明細書 ④クレジットカード等で支払いの場合、クレジットカードの明細と契約者名、契約期間、契約内容が分かる明細書

- (4) 長瀬町オンライン学習通信環境整備費補助金交付請求書（様式第4号）

## 6. 申請書の提出先

教育委員会（役場3階）に直接提出してください。

申請書類等は町HP及び教育委員会窓口で配布いたします。

**問合せ** 教育委員会教育総務担当 ☎66・3111 内線305

## 今月のいいとこ長瀬

### 「長瀬町の旧新井家住宅 がスキ！」

昔の養蚕農家が懐かしいから。 (O・Mさん)

#### 「編集者コメント」

旧新井家住宅とは、郷土資料館にある、昭和46（1971）年に国の重要文化財（建造物）に指定された、昔の養蚕農家の民家です。特徴は板葺屋根で大変貴重な建造物になっております。

**旧新井家住宅は、長瀬町のいいとこ！**

※外出の際は、マスクの着用とソーシャルディスタンスを心がけましょう。

